

会員倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）（以下「当会」）が定款第3条に規定する目的を遂行するにあたり、会員が倫理の保持のために遵守すべき基本事項を定めることを目的とする。

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会の承認による。

(消費者志向)

第3条 会員は、変化する社会環境や世界の動向に対して、鋭敏で平衡した感覚を持ち備え、消費者志向を第一義として誇りと責任を持って活動しなければならない。

(相互理解と信頼感の増進)

第4条 会員は、消費者、消費者団体、消費者行政、学識経験者、その他諸機関等との相互理解を高め、信頼感の増進に努めなければならない。

(企業の消費者志向体制の整備、発展への寄与)

第5条 会員は消費者関連部門の専門家としての業務遂行能力の向上を図り、行政、企業、団体等への確な情報提供を行い消費者志向の体制整備、発展に努めなければならない。

(資質の向上)

第6条 会員は、本会の諸活動に積極的に参加するとともに、当会の特徴である多業種にわたる横断的交流の中から、情報の共有と相互の啓発を図り、資質の向上に努めなければならない。

(品位の維持)

第7条 会員は、消費者の権利を尊重し、誠実、公正の信条をもとに消費者に対応し、その品位を損なうような行動をとってはならない。

(反社会的行為の禁止)

第8条 会員は、社会規範や法令を遵守し、社会から指弾を受けたり、職務上の名誉を傷つけるような反社会的、反道徳的な活動をしてはならない。

(営利または政治目的等への利用禁止)

第9条 会員は、当会の会員であることをもって、当会の趣旨に反する営利または政治目的等に利用してはならない。

(付則)

1. 会員倫理規程運用のため、必要に応じて、会員倫理委員会を設置する。会員倫理委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。
2. 会員倫理規程の対象は、全会員（正会員・個人会員・特別会員・一般会員・賛助会員）とする。会員が所属する企業および団体等として該当する場合、適用範囲とすることがある。
3. 本規程は2012年4月1日より施行する。